

茨城県報 第7303号

昭和59年12月6日

木曜日

目次

告 示

●ニューカッスル病予防のための移入禁止区域等の指定(畜産課).....	1	ページ
●保安林の指定の解除予定(林業課).....	2	
●新規土地改良事業の審査(5件)(農地管理課).....	2	
●土地改良事業の認可(4件)(").....	3	
●土地改良法に基づく換地計画の審査(").....	5	
●換地計画の決定(").....	5	
●道路の区域変更(道路維持課).....	5	
●道路の供用開始(2件)(").....	10	
●山根土地区画整理事業の換地処分(都市計画課).....	13	
●土地改良区役員の就退任(2件)(土地改良事務所).....	13	

公 告

●土地立入測量(用地課).....	15
●開発行為の工事完了(5件)(建築指導課).....	15
●道路位置の指定(").....	17

告 示

茨城県告示第1469号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則(昭和27年茨城県規則第47号)第3条第1項の規定に基づき、ニューカッスル病予防のための移入禁止区域等について、次のとおり指定した。

昭和59年12月6日

茨城県知事 竹内藤男

1 移入禁止区域 山梨県韮崎市藤井町

2 家畜の種類及び物品

鶏及びニューカッスル病の病原体を広げるおそれのあるもの

3 移入禁止期間 告示の日から当分の間

4 その他

車輛等に積載のまま通過するもの及び特別の理由により知事の許可を受けた場合はこの限りでない。

茨城県告示第1470号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林を解除する予定である旨の通知があつたので、同法第30条の規定により告示する。

昭和59年12月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
久慈郡里美村大字折橋字湯平入1757のイ（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定された目的 水源のかん養
- 3 解 除 の 理 由 林道用地とするため
（「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び里美村役場に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第1471号

稲敷郡阿見町大字若栗3143湯原勝ほか33名から昭和59年6月20日付けで認可申請のあつた若栗地区土地改良事業（共同施行）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年12月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
若栗地区土地改良事業共同施行規約の写し
若栗地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和59年12月10日から昭和59年12月29日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 阿見町役場

茨城県告示第1472号

久慈郡水府村大字東染1268番地菊池正ほか12名から昭和59年8月24日付けで認可申請のあつた東染第二地区土地改良事業（共同施行）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年12月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
東染第二地区土地改良事業共同施行規約の写し
東染第二地区土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧の期間 昭和59年12月10日から昭和59年12月29日まで
3 縦覧の場所 水府村役場

茨城県告示第1473号

緒川村長山廣夫から昭和59年9月10日付けで認可申請のあつた上河原地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年12月6日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

上河原地区土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧の期間 昭和59年12月6日から昭和59年12月25日まで
3 縦覧の場所 緒川村役場

茨城県告示第1474号

川根土地改良区から昭和59年9月25日付けで認可申請のあつた御山内下地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年12月6日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

川根土地改良区定款の写し

御山内下地区土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧の期間 昭和59年12月6日から昭和59年12月25日まで
3 縦覧の場所 茨城町役場

茨城県告示第1475号

境町長佐怒賀清志から昭和59年10月5日付けで認可申請のあつた稲尾地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年12月6日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

稲尾地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和59年12月6日から昭和59年12月25日まで

3 縦覧の場所 境町役場

茨城県告示第1476号

昭和59年9月6日付けで玉造町土地改良区から申請のあつた玉造地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和59年11月27日認可した。

昭和59年12月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1477号

昭和59年9月3日付けで浜土地改良区から申請のあつた浜地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和59年11月27日認可した。

昭和59年12月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1478号

昭和59年6月13日付けで北相馬郡利根町大字奥山811番地吉田博ほか34名から認可申請のあつた西原地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和59年11月28日認可した。

昭和59年12月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1479号

昭和59年7月18日付けで水戸市飯富町3300番地2三宅誠ほか31名から認可申請のあつた長者山下地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和59年11月28日認可した。

昭和59年12月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1480号

昭和59年11月2日付けで認可申請のあつた播田実地区の換地計画については 適 当 と 決 定 し た の
で、土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の
規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年12月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和59年12月13日から昭和60年1月8日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 内原町役場，茨城町役場

茨城県告示第1481号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業波崎西
部一期地区若松第2工区に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年12月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和59年12月7日から昭和59年12月27日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 波崎町役場

茨城県告示第1482号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和59年12月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和59年12月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道 路 の 種 類 県道
- 2 路 線 名 谷田部明野線
- 3 道 路 の 区 域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡谷田部町大字谷田部 字福田2277—1番地先から	旧	メートル 最大 9.00 最小 7.00	メートル 47.00	
同郡 同町 同大字 字福田2278—1番地先まで	新	最大 10.00 最小 7.00	47.00	迂回路設置による区 域変更
筑波郡谷田部町大字谷田部 字陣場2308番地先から	旧	最大 5.50 最小 4.80	55.00	
同郡 同町 同大字 字陣場2308番地先まで	新	最大 9.00 最小 4.80	55.00	迂回路設置による区 域変更
筑波郡谷田部町大字谷田部 字漆野1144—22番地先から	旧	最大 5.60 最小 5.50	36.00	
同郡 同町 同大字 字漆野1144—72番地先まで	新	最大 9.80 最小 5.50	36.00	迂回路設置による区 域変更
筑波郡谷田部町大字谷田部 字漆野1144—27番地先から	旧	最大 5.00 最小 4.60	53.00	
同郡 同町 同大字 字漆野1144—552番地先まで	新	最大 8.00 最小 4.80	53.00	迂回路設置による区 域変更
筑波郡谷田部町大字谷田部 字漆野2417番地先から	旧	最大 5.80 最小 5.00	49.00	
同郡 同町 同大字 字漆野2417番地先まで	新	最大 8.00 最小 5.00	49.00	迂回路設置による区 域変更
筑波郡谷田部町大字谷田部 字陣場ノ内2416—1番地先から	旧	最大 12.00 最小 12.00	40.00	
同郡 同町 同大字 字陣場ノ内2416—1番地先まで	新	最大 15.00 最小 12.00	40.00	迂回路設置による区 域変更

筑波郡谷田部町大字谷田部 字陣場ノ内2417-16番地先から	旧	最大 最小	12.00 12.00	58.00	
同郡 同町 同大字 字陣場ノ内2417-10番地先まで	新	最大 最小	13.00 12.00	58.00	迂回路設置による区域変更
筑波郡谷田部町大字谷田部 字漆2417-4番地先から	旧	最大 最小	12.00 12.00	33.00	
同郡 同町 同大字 字漆2417-3番地先まで	新	最大 最小	13.00 12.00	33.00	迂回路設置による区域変更
筑波郡谷田部町大字谷田部 字陣場ノ内2418番地先から	旧	最大 最小	12.00 12.00	58.00	
同郡 同町 同大字 字陣場ノ内2418番地先まで	新	最大 最小	14.00 12.00	58.00	迂回路設置による区域変更
筑波郡谷田部町大字島名 字原新田2723-8番地先から	旧	最大 最小	6.50 9.00	41.00	
同郡 同町 同大字 字原新田2723-8番地先まで	新	最大 最小	12.00 6.50	41.00	迂回路設置による区域変更
筑波郡谷田部町大字島名 字原新田3731-1番地先から	旧	最大 最小	6.00 6.00	73.00	
同郡 同町 同大字 字原新田3734-1番地先まで	新	最大 最小	11.00 6.00	73.00	迂回路設置による区域変更
筑波郡谷田部町大字島名 字原新田3735番地先から	旧	最大 最小	7.80 6.40	42.00	
同郡 同町 同大字 字原新田3687-1番地先まで	新	最大 最小	13.00 6.40	42.00	迂回路設置による区域変更

筑波郡谷田部町大字島名 字原新田3705—1番地先から	旧	最大 最小	6.00 6.00	51.00	
同郡 同町 同大字 字原新田3703—1番地先まで	新	最大 最小	11.00 6.00	51.00	迂回路設置による区域変更
筑波郡谷田部町大字島名 字原新田3696—3番地先から	旧	最大 最小	6.00 6.00	40.00	
同郡 同町 同大字 字原新田3698番地先まで	新	最大 最小	12.00 6.00	40.00	迂回路設置による区域変更
筑波郡谷田部町大字島名 字入谷津3656—3番地先から	旧	最大 最小	5.40 5.40	46.50	
同郡 同町 同大字 字入谷津3656—3番地先まで	新	最大 最小	8.80 5.40	46.50	迂回路設置による区域変更
筑波郡谷田部町大字島名 字榎内3656—1番地先から	旧	最大 最小	6.00 5.00	45.00	
同郡 同町 同大字 字榎内3613—1番地先まで	新	最大 最小	9.00 5.00	45.00	迂回路設置による区域変更
筑波郡谷田部町大字島名 字榎内3617—3番地先から	旧	最大 最小	11.00 6.00	25.00	
同郡 同町 同大字 字榎内3617—3番地先まで	新	最大 最小	16.00 6.00	25.00	迂回路設置による区域変更
筑波郡谷田部町大字島名 字榎内3234—2番地先から	旧	最大 最小	6.50 6.50	43.50	
同郡 同町 同大字 字榎内3234—1番地先まで	新	最大 最小	10.00 6.50	43.50	迂回路設置による区域変更

筑波郡谷田部町大字島名 字榎内3229—2番地先から	旧	最大 最小	7.50 7.50	31.00	
同郡 同町 同大字 字榎内3226番地先まで	新	最大 最小	11.00 7.50	31.00	迂回路設置による区域変更
筑波郡谷田部町大字島名 字榎内3094—1番地先から	旧	最大 最小	7.20 8.50	45.00	
同郡 同町 同大字 字榎内3093—1番地先まで	新	最大 最小	10.60 7.20	45.00	迂回路設置による区域変更
筑波郡谷田部町大字島名 字榎内3088番地先から	旧	最大 最小	6.40 6.40	35.00	
同郡 同町 同大字 字榎内3088番地先まで	新	最大 最小	10.60 6.40	35.00	迂回路設置による区域変更
筑波郡谷田部町大字島名 字中西2906—1番地先から	旧	最大 最小	6.50 6.50	46.00	
同郡 同町 同大字 字中西2904番地先まで	新	最大 最小	9.50 6.50	46.00	迂回路設置による区域変更
筑波郡谷田部町大字島名 字中西2092番地先から	旧	最大 最小	6.00 6.00	31.00	
同郡 同町 同大字 字中西2092番地先まで	新	最大 最小	10.00 6.00	31.00	迂回路設置による区域変更
筑波郡谷田部町大字島名 字東坪519番地先から	旧	最大 最小	5.00 5.00	32.00	
同郡 同町 同大字 字東坪517番地先まで	新	最大 最小	8.40 5.00	32.00	迂回路設置による区域変更

筑波郡谷田部町大字島名 字東坪515番地先から	旧	最大 最小	5.00 5.00	42.00	
同郡 同町 同大字 字東坪504番地先まで	新	最大 最小	9.40 5.00	42.00	迂回路設置による区 域変更
筑波郡谷田部町大字島名 字東坪504番地先から	旧	最大 最小	5.00 5.00	49.00	
同郡 同町 大字鬼ヶ窪 字南小割1236-1番地先まで	新	最大 最小	9.40 5.00	49.00	迂回路設置による区 域変更
筑波郡谷田部町大字鬼ヶ窪 字北小割1221-1番地先から	旧	最大 最小	5.00 5.00	32.00	
同郡 同町 同大字 字北小割1221-8番地先まで	新	最大 最小	8.40 5.00	32.00	迂回路設置による区 域変更
筑波郡谷田部町大字鬼ヶ窪 字大割1218-1番地先から	旧	最大 最小	5.00 5.00	44.00	
同郡 同町 同大字 字大割1217番地先まで	新	最大 最小	8.60 5.00	44.00	迂回路設置による区 域変更
筑波郡谷田部町大字鬼ヶ窪 字大割1212-4番地先から	旧	最大 最小	6.00 6.00	31.00	
同郡 同町 同大字 字大割1211-2番地先まで	新	最大 最小	9.40 6.00	31.00	迂回路設置による区 域変更

茨城県告示第1483号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和59年12月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和59年12月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 路 線 名 県道谷田部明野線

2 供用開始の区間

筑波郡谷田部町大字谷田部字福田2277—1番地先から
同郡 同町 同大字 字福田2278—1番地先まで
筑波郡谷田部町大字谷田部字陣場2308番地先から
同郡 同町 同大字 字陣場2308番地先まで
筑波郡谷田部町大字谷田部字漆野1144—22番地先から
同郡 同町 同大字 字漆野1144—72番地先まで
筑波郡谷田部町大字谷田部字漆野1144—27番地先から
同郡 同町 同大字 字漆野1144—552番地先まで
筑波郡谷田部町大字谷田部字漆野2417番地先から
同郡 同町 同大字 字漆野2417番地先まで
筑波郡谷田部町大字谷田部字陣場ノ内2416—1番地先から
同郡 同町 同大字 字陣場ノ内2416—1番地先まで
筑波郡谷田部町大字谷田部字陣場ノ内2417—10番地先から
同郡 同町 同大字 字陣場ノ内2417—10番地先まで
筑波郡谷田部町大字谷田部字漆2417—4番地先から
同郡 同町 同大字 字漆2417—3番地先まで
筑波郡谷田部町大字谷田部字陣場ノ内2418番地先から
同郡 同町 同大字 字陣場ノ内2418番地先まで
筑波郡谷田部町大字島名字原新田2723—8番地先から
同郡 同町 同大字 字原新田2723—8番地先まで
筑波郡谷田部町大字島名字原新田3731—1番地先から
同郡 同町 同大字 字原新田3734—1番地先まで
筑波郡谷田部町大字島名字原新田3735番地先から
同郡 同町 同大字 字原新田3687—1番地先まで
筑波郡谷田部町大字島名字原新田3705—1番地先から
同郡 同町 同大字 字原新田3703—1番地先まで
筑波郡谷田部町大字島名字原新田3696—3番地先から
同郡 同町 同大字 字原新田3698番地先まで
筑波郡谷田部町大字島名字入谷津3656—3番地先から
同郡 同町 同大字 字入谷津3656—3番地先まで
筑波郡谷田部町大字島名字榎内3656—1番地先から
同郡 同町 同大字 字榎内3613—1番地先まで

筑波郡谷田部町大字島名字榎内3617—3番地先から
 同郡 同町 同大字 字榎内3617—3番地先まで
 筑波郡谷田部町大字島名字榎内3234—2番地先から
 同郡 同町 同大字 字榎内3234—1番地先まで
 筑波郡谷田部町大字島名字榎内3229—2番地先から
 同郡 同町 同大字 字榎内3226番地先まで
 筑波郡谷田部町大字島名字榎内3094—1番地先から
 同郡 同町 同大字 字榎内3093—1番地先まで
 筑波郡谷田部町大字島名字榎内3088番地先から
 同郡 同町 同大字 字榎内3088番地先まで
 筑波郡谷田部町大字島名字中西2906—1番地先から
 同郡 同町 同大字 字中西2904番地先まで
 筑波郡谷田部町大字島名字中西2092番地先から
 同郡 同町 同大字 字中西2092番地先まで
 筑波郡谷田部町大字島名字東坪519番地先から
 同郡 同町 同大字 字東坪517番地先まで
 筑波郡谷田部町大字島名字東坪515番地先から
 同郡 同町 同大字 字東坪504番地先まで
 筑波郡谷田部町大字島名字東坪504番地先から
 同郡 同町 大字鬼ヶ窪字南小割1236—1番地先まで
 筑波郡谷田部町大字鬼ヶ窪字北小割1221—1番地先から
 同郡 同町 同大字 字北小割1221—8番地先まで
 筑波郡谷田部町大字鬼ヶ窪字大割1218—1番地先から
 同郡 同町 同大字 字大割1217番地先まで
 筑波郡谷田部町大字鬼ヶ窪字大割1212—4番地先から
 同郡 同町 同大字 字大割1211—2番地先まで

3 使用開始の期日 昭和59年12月6日

茨城県告示第1484号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、昭和59年12月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和59年12月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 路 線 名 県道小山菅生小絹停車場線

2 供用開始の区間

水海道市菅生町字下根2041—5番地先から

同市 内守谷町字新山4774—1番地先まで

3 供用開始の期日 昭和59年12月6日

茨城県告示第1485号

山根土地区画整理組合施行の山根土地区画整理事業については、換地処分があつたので、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定により告示する。

昭和59年12月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1486号

岩井市大字法師戸321番地の2に事務所を置く七郷中川土地改良区から、次のとおり役員が就任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和59年12月6日

茨城県境土地改良事務所長 田 宮 稔

就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
岩井市大字矢作3585	監 事	軍 侍 光 雄	

茨城県告示第1487号

岩井市大字辺田1141番地の3に事務所を置く便無山下土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和59年12月6日

茨城県境土地改良事務所長 田 宮 稔

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
岩井市大字猫実新田581	理 事	小 林 忠 治	
" " 14	"	針 替 行 雄	
" " 555	"	針 替 義 男	
" 大字大口新田109の2	"	白 鳥 清 一 郎	

"	大字猫実新田70	"	井 上 朝 夫
"	大字大口2599の1	"	渡 辺 一 郎
"	" 2276	"	服 部 清 造
"	" 1852の2	"	服 部 友 治
"	" 2358	"	横 川 茂
"	" 2363の2	"	中 山 定 信
"	大字猫実740の1	"	江 口 実
"	" 1479の1	"	横 張 博 茂
"	" 1054の1	"	針 替 丈三郎
"	" 20	"	奥 村 和 夫
"	" 1153	"	松 崎 松 男
"	" 1161	"	松 崎 茂 徳
"	大字神田山2635	"	中 村 久 作
"	" 2645	"	古 矢 武 夫
"	" 2624	"	針 替 恒
"	大字神田山新田320	"	遠 藤 実
"	大字大口新田104の2	監 事	井 上 正 三
"	大字大口2504	"	石 塚 考 一
"	大字神田山2654	"	吉 原 誠 吉

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
岩井市大字猫実新田581	理 事	小 林 忠 治	
" " 14	"	針 替 行 雄	
" " 555	"	針 替 義 男	
" 大字大口新田109の2	"	白 鳥 清一郎	
" 大字猫実新田70	"	井 上 朝 夫	
" 大字大口2599の1	"	渡 辺 一 郎	
" " 2276	"	服 部 清 造	
" " 1852の3	"	服 部 友 治	
" " 2358	"	横 川 茂	
" " 2363の2	"	中 山 定 信	
" 大字猫実740の1	"	江 口 実	
" " 1479の1	"	横 張 博 茂	
" " 1054の1	"	針 替 丈三郎	

”	”	20	”	奥 村 和 夫
”	”	1153	”	松 崎 松 男
”	”	1161	”	松 崎 茂 徳
”	大字神田山	2635	”	中 村 久 作
”	”	2645	”	古 矢 武 夫
”	”	2624	”	針 替 恒
”	大字神田山新田	320	”	遠 藤 実
”	大字大口新田104の2		監 事	井 上 正 三
”	大字大口	2504	”	石 塚 考 一
”	大字神田山	2654	”	吉 原 誠 吉

公 告

●土地立入測量

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和59年12月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 茨城県
- 2 事業の種類 県西広域水道用水供給事業及び工業用水道事業建設工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
水海道市豊岡町字深町，字折本及び字一本榎地内
” 坂手町字篠山，字時信，字竈場，字竈沼，字貝置及び字馬頭地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和59年12月10日から昭和60年2月10日まで

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和59年12月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鹿島郡銚田町高田字切通679のイの一部，679のロの一部，字大アラク694のイの一部，695の一部，696のイと696のロ合併の一部，696の1の一部，697の一部，字坂口698の一部

2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡銚田町大字高田683

朝日産業株式会社

代表取締役 丸 山 浩

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡神栖町大字日川字石塚4413番

2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡神栖町日川1518番6

岩 田 誠

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

常陸太田市大森町字西畑1440番の1, 1440番の3, 1441番, 1441番の2, 1442番の5, 1514番の2, 1514番の3, 1579番の2, 1579番の3, 1584番の1, 1586番, 1587番の2, 1600番の2, 1601番の1, 1602番の1, 1602番の2, 1619番の1, 1619番の3, 1614番の9, 1621番の5, 1427番, 1427番の2, 1434番の1, 1435番の1, 1435番の3, 1442番の3, 1446番の1, 1452番の1, 1455番の1, 1458番の1, 1600番の4から1600番の6まで, 1614番の14, 1614番の15, 1615番の4, 1617番の2, 1621番の2, 1621番の6並びに1628番の2

2 事業主の住所及び氏名

日立市幸町3-4-6

日立木材地所株式会社

代表取締役 中 村 武

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂湊市東塚原719番の9, 719番の52, 719番の50, 719番の57, 719番の58, 719番の62から719番の67まで

2 事業主の住所及び氏名

勝田市本町18-9

宮 原 亀 三

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町長岡字巾木免3480番の36, 3480番の37, 3480番の62, 3480番の63, 3480番の65, 3480番の66, 3480番の68, 3480番の69

2 事業主の住所及び氏名

水戸市大工町1-6-11

株式会社 吉田石油

代表取締役 吉 田 光 男

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25律年法第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和59年12月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
水土木指令 第1258号	59.11.20	輪座 利之	石岡市若宮1丁目8番10号	東茨城郡美野里町大字 羽刈字五万堀659-38	メートル 4.00	メートル 45.00
〃 第1274号	59.11.26	有限会社 富士不動産 取締役 高丸 清	東茨城郡内原町 杉崎1048	西茨城郡友部町小原字 香取3990-2, 3991- 2, 3988-2, 3975-1	4.00	65.41

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由若しくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) 金 2,000 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所